

大阪府外来医療計画(案)に対する「府民意見等」と大阪府の考え方

【募集期間】 令和2年1月31日(金曜日)から令和2年2月29日(土曜日)まで(大阪府パブリックコメント手続実施要領に基づき募集)

【募集方法】 電子申請、郵便、ファクシミリ

【意見等の数】 4名(団体含む)から4件(うち公表を望まないもの1件)

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

番号	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
1	<p>現在、国が「三位一体」という名目で進めている地域医療構想・医師偏在対策・医師の働き方改革は、都道府県の病床数や医師数とそのあり方をコントロールすることに主眼がおかれている。府内で開催されている医療・病床懇話会や保健医療協議会では、現場の実態にあった議論を求める声が少なくない。</p> <p>実際、大阪府の地域医療構想を進めるにあたって、国が示した病床機能4分類は実態にあった区分でないとして、大阪は「大阪方式」を採用し、急性期病床のうちサブアキュート、ポストアキュートを担っていると推測される病棟を便宜的に回復期機能として考え、この方式で地域医療構想を進めている。しかし、今回の大阪府外来医療計画では、国の外来医師偏在指標をもとに外来医師多数区域が設定されている。この結果、大阪市医療圏と豊能医療圏が「外来医師多数区域」になった。</p> <p>京都府では二次医療圏ごとに診療科別の医師数を把握し、独自指標で医療機関へのアクセス状況を用いて、重点地域の設定と医療を確保する計画を策定している。そして、国が求めた外来医師偏在指標によって「外来医師多数区域」となった場合、大阪府のように「診療所開設後の地域医療への協力の意向」の回答内容によっては保健医療協議会に出て説明を求めるような内容を盛り込んでいない。</p> <p>大阪府が示した数字では、開業医の高齢化と継承者不足が今後深刻な状況になることが考えられる。以前のように「親子継承」が進まないことを考えると、現在地域で貢献している高齢の開業医がリタイアした時に、果たして現状の医療供給体制が維持できるのか。真の医療供給体制の確保とは、地域の人々が日常生活を営む範囲で医療資源をめぐる実状を分析し検討することが必要と考える。</p> <p>大阪府の「第7次医療計画」に示した現状分析を、外来医師計画でも活かして、独自の指標を検討して計画を立てるべきで、地方自治体として自主的・自立的な取り組みを貫いていただきたいと考える。</p> <p>医療機器新規購入・更新する医療機関に対して「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出を依頼するとあるが、共同利用を行わない場合、購入が認められない場合もあるのか。病院の規模や提供する医療によってはCTやMRIなどの共同利用がそぐわない場合もあるのではないかと、柔軟な運用を行うようにすべきである。</p>	<p>・外来医師偏在指標とは、全国の二次医療圏における相対的な偏在状況を示すものであり、本府としては、「外来医師多数区域か否かに関わらず地域医療への協力を啓発、推進していく」との考えから、府独自に医師多数区域以外の地域においても新規開設者から「地域医療への協力に関する意向書」の提出をお願いすることとしています。</p> <p>・また、「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出について、共同利用を行わない場合、購入を認めないといった強制力はありません。一般診療所について、共同利用の希望が一定ある府の実情を踏まえ、医療機器の効率的な活用を検討していくにあたって、共同利用への協力にかかる意向をお伺いするものです。</p>
2	<p>年を取ると近所のお医者さんしか受診できません。目や耳が悪くなくても近所に専門のお医者さんが居ないと歩いて行くのは大変です、新しい開業医の先生には書類を求めるのではなく、保健所や区役所が地区の福祉や介護や医療のことを開業されるのを決める前に、丁寧に説明してあげることが大事です。</p>	<p>本計画は、新規開設者へご自身が開業される地域の外来医療に関する状況を周知することも目的としています。そのため、府ホームページへの掲載をはじめ、保健所等への事前相談時などにおいて本計画の周知や、また、関係機関と連携し本計画の積極的な情報発信に努めていきます。</p>
3	<p>近所の医院へ行っても、検査は大きい病院へ紹介される。共同利用でもっと不便になるのか、おかしい。</p> <p>新しい開業医に、同じ質問をする意味がわからない。皮膚科もあれば、眼科もある、精神科もある、多くの専門の先生に来てもらい、診て欲しい。</p>	<p>・「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出については、医療機器の効率的な活用を検討していくにあたって、共同利用への協力にかかる意向をお伺いするものです。</p> <p>・医療関係者に、外来医療機能に係る見える化した情報を提供していくことで、地域医療への現状や、自発的な地域医療への協力を促していくことを目的としており、意向書については、新規開設者ご自身の診療科に照らした地域医療への協力について意向を伺うものです。</p>